

浜田市告示第9号

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域協議会（以下「協議会」という。）として、浜田市子ども・若者支援地域協議会を平成25年2月17日に設置したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

1 協議会の名称

浜田市子ども・若者支援地域協議会

2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

浜田市教育委員会教育部青少年サポートセンター

3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称

(1) 国及び地方公共団体の機関

浜田公共職業安定所、島根県教育庁浜田教育事務所、島根県教育センター浜田教育センター、島根県浜田児童相談所、島根県浜田保健所、少年サポートセンター浜田分室、浜田市健康福祉部地域福祉課、浜田市健康福祉部子育て支援課、浜田市健康福祉部高齢障がい課、浜田市産業経済部産業政策課、浜田市教育委員会教育部学校教育課

(2) 公益社団法人及び公益財団法人

公益財団法人ふるさと島根定住財団

(3) 特定非営利活動法人その他の団体

島根県立大学、浜田・江津地区県立学校校長会、浜田市校長会、島根県西部発達障害者支援センター、浜田市民生児童委員協議会、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会、社会福祉法人いわみ福祉会、浜田市医師会、那賀郡医師会、浜田地区保護司会、しまね西部若者サポートステーション、浜田商工会議所、石中央商工会、浜田障害者就業・生活支援センター

平成25年2月25日

浜田市長 宇津 徹 男